



平成 28 年 5 月 18 日

各位

会社名 相模ゴム工業株式会社
代表者名 代表取締役 大跡一郎
(コード番号 5194 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部本部長
吉田邦夫
(TEL 046-221-2311)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 83 回定時株主総会における承認を前提として、監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更を決定いたしました。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 83 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただくことを条件として、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができるよう、第 30 条を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる変更案のとおり規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款規定を削除するものであります。
- ④ その他、上記の各変更に伴う条数等の変更をするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 28 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 6 月 28 日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>第3章 株主総会 (大規模買付行為対応方針についての決議)</p> <p>第17条 当社は、取締役会の決議により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容(以下大規模買付行為対応方針という)を定めることができる。取締役会が大規模買付行為対応方針を定めたときは、その後最初に招集される株主総会の決議によってこれにつき承認を得なければならない。また、当該株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の決議によって大規模買付行為対応方針の存続につき承認を得なければならない。当社は、取締役会が必要と認めるときは、いつでも取締役会の決議によって大規模買付行為対応方針を廃止することができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数、選任及び解任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は3名以上7名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 (新設)</p> <p>2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>第1章 総則 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第3章 株主総会 (大規模買付行為対応方針についての決議)</p> <p>第17条 当社は、取締役会の決議により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容(以下大規模買付行為対応方針という)を定めることができる。取締役会が大規模買付行為対応方針を定めたときは、その後最初に招集される株主総会の決議によってこれにつき承認を得なければならない。また、当該株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の決議によって大規模買付行為対応方針の存続につき承認を得なければならない。当社は、取締役会が必要と認めるときは、いつでも取締役会の決議によって大規模買付行為対応方針を廃止することができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 (削除) (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>4. 取締役の解任の決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(欠員補充)</p> <p>第21条 取締役欠員を生じたときは、臨時株主総会を開き補欠選挙を行う。但し法定の員数を欠かず、且つ営業に差支えないときは補欠選挙を行わないことができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役その他)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. 会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(選任及び解任方法)</p> <p>第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>4. 取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(欠員補充)</p> <p>第22条 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. 会社を代表する取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会の決議によって選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>但し監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に<u>会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> 但し、<u>当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第32条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部または<u>一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>(員数及び選任方法)</p> <p>第30条 当社の監査役は3名以上5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(欠員補充)</p> <p>第31条 監査役に欠員が生じたときは、臨時株主総会を開き補欠選挙を行う。但し法定の員数を欠かず、且つ営業に差支えないときは補欠選挙を行わないことができる。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会)</p> <p>第33条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</p> <p>2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに監査等委員である各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の全員の同意がある場合は、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員である取締役の過半数が出席し、監査等委員である取締役の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. <u>監査役会</u>の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 (新設)</p> <p><u>(配当金)</u></p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による<u>剰余金の配当</u>(以下「配当金」という。)を支払う。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. <u>監査等委員会</u>の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第37条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 (剰余金の配当等を決定する機関)</p> <p>第41条 当社は、<u>剰余金の配当等</u>会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>の決議によることができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第42条 <u>剰余金の配当</u>としての<u>期末配当</u>は毎年3月31日を基準日とし、同日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>を行う。</p> <p><u>(剰余金の配当の除斥期間)</u></p> <p>第43条 (現行どおり)</p>

以 上